

滋賀県の給与・定員管理等について（平成23年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
平成 22年度	人 1,390,927	千円 512,253,204	千円 1,155,466	千円 171,087,809	% 33.4	% 32.9

(注) 人件費には、給与費の他に共済費等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
平成 22年度	人 17,261	千円 77,835,278	千円 16,643,331	千円 28,750,592	千円 123,229,201	千円 7,139	千円 7,098

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。また、国における集計方法の変更により、今回から児童手当および子ども手当についても職員手当には含みません。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

給与費については、厳しい財政状況にあることから、独自の減額措置に取り組んでいます。

① 知事および副知事の給与の削減

職員の区分	内容	期間	1人当たりの年間削減額
知事	給料の20%減額 期末手当の30%減額	平成23年4月1日 ～ 平成27年3月31日	約486万円
副知事	給料の10%減額 期末手当の25%減額	平成23年4月1日 ～ 平成27年3月31日	約236万円
知事・副知事 以外の特別職	給料の10%減額 期末手当の15%減額	平成23年4月1日 ～ 平成27年3月31日	—

② 議員報酬等の削減

区分	内容	期間	1人当たりの年間削減額
議長	議員報酬の10%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成20年4月1日 ～ 平成23年6月30日	約232万円
	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成23年7月1日 ～ 平成27年4月29日	
副議長	議員報酬の9%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成20年4月1日 ～ 平成23年6月30日	約198万円
	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成23年7月1日 ～ 平成27年4月29日	
議員	議員報酬の7%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成20年4月1日 ～ 平成23年6月30日	約180万円
	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成23年7月1日 ～ 平成27年4月29日	

③ 職員給与の削減

職員の区分		内 容
一 般 職	部長級・次長級	給料の6%減額、管理職手当の10%減額
	課長級	給料の4%減額、管理職手当の10%減額
	参事級	給料の2.5%減額、管理職手当の10%減額
	その他の職員	給料の0.8%減額 (滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第5項の規定の適用を受けない職員等にあつては、給料の0.5%減額)

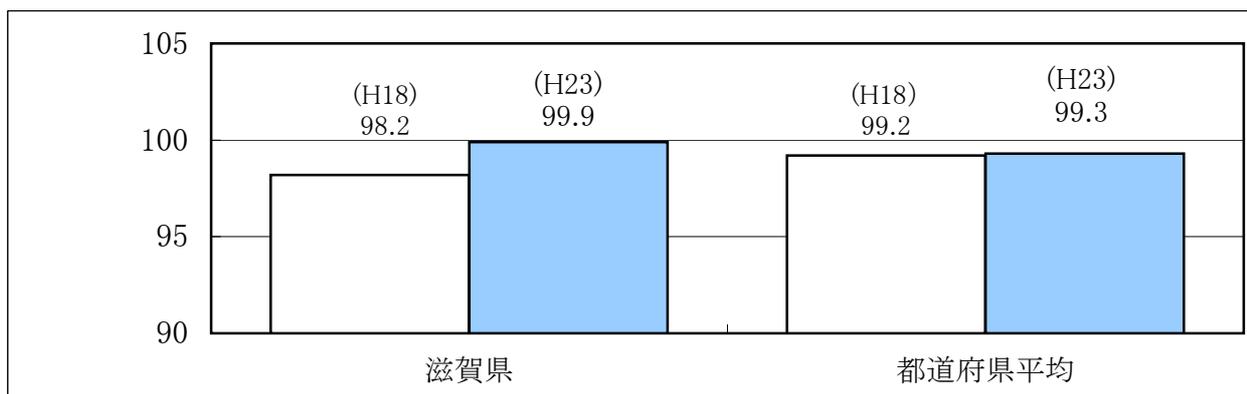
(注) 平成24年度は、次の割合で給料の減額を行うとともに、管理職手当の20%減額を行っています。
部長級・次長級 7% 課長級 5% 参事級 3.5% その他 1.3% (若年層 1%)

④ 諸手当・初任給基準の見直しなど

主な見直し内容

持ち家に係る住居手当の額の引き下げ (平成23年度実施)

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

99.0

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	円 398,121	円 393,549	円 4,572 (1.16 %)	% △ 0.31	% △ 0.31	% △ 0.23
		円 399,347	円 △ 1,226 △ 0.31 %			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

本県では職員給与について独自の減額措置を講じていますが、表中の「公務員給与」および「較差」は上段が減額措置後の額であり、下段が減額措置前の額です。

平成23年度の給与改定は、平成23年12月1日から行っています。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度	月 3.97	月 3.95	月 0.02	月 -	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
H22.12 ～ H23.11	1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300
H23.12 ～	1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

(注) 1 給料月額は、独自の減額措置を行う前のものです。

2 平成23年10月31日の人事委員会勧告に基づき、同年12月1日から給料表を引き下げています。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職(職員数 3,400人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滋賀県	43.3 歳	340,357 円	449,554 円	386,424 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
都道府県平均	43.7 歳	339,183 円	425,668 円	380,235 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の本俸の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 以降の職種についても同様です。

②技能労務職(職員数 243人)

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (a)	平均給与月額 (国ベース)	年収試算値 (b)
滋賀県	243 人	52.3 歳	329,925 円	376,937 円	360,531 円	5,963千円
うち学校給食員	24 人	53.9 歳	344,693 円	382,542 円	371,850 円	6,135千円
うち用務員	99 人	54.7 歳	319,007 円	354,554 円	344,921 円	5,630千円
うち自動車運転手	6 人	55.3 歳	318,698 円	361,667 円	351,967 円	5,627千円
国	3,689 人	49.5 歳	283,862 円	—	321,662 円	—
都道府県平均	376 人	49.8 歳	332,500 円	389,984 円	365,792 円	—
民間事業者平均	—	55.1 歳	—	346,579 円	—	—

(注) 「民間事業者平均」は、滋賀県人事委員会調査によるもので、21～23年の3ヶ年平均値を計上しています。

【参考】賃金構造基本統計調査（平成20～22年の3ヶ年平均）

区 分	平均年齢	平均給与月額 (c)	年収試算値 (d)	平均給与月額の比較 (a)÷(c)	年収試算値の比較 (b)÷(d)
調理士(滋賀県)	39.7 歳	270,600 円	3,652 千円	1.41	1.68
用務員(全国計)	53.8 歳	209,700 円	2,943 千円	1.69	1.91
自家用乗用自動車運転者(滋賀県)	53.4 歳	240,900 円	3,036 千円	1.50	1.85

(注) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)では、雇用期間が短期間の非正規職員やパートタイム労働者などが含まれるなど、雇用形態などの面において本県の技能労務職員とは大きく異なりますので、参考として掲載しています。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職(職員数 3,277人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	45.3 歳	393,698 円	459,695 円
都道府県平均	44.8 歳	386,168 円	447,080 円

④小・中学校教育職(職員数 7,329人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	43.3 歳	372,287 円	427,375 円
都道府県平均	43.9 歳	372,838 円	426,886 円

⑤警察職(職員数 2,234人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滋賀県	39.3 歳	328,481 円	472,723 円	367,850 円
国	41.2 歳	316,868 円	—	367,972 円
都道府県平均	39.4 歳	324,966 円	477,711 円	370,694 円

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		滋 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	177,906 円	I 181,200 円 II 172,200 円
	高 校 卒	143,778 円	140,100 円
	技 能 労 務 職	高 校 卒 136,514 円	—
	中 学 卒	124,773 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	198,702 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	198,702 円	—
警 察 職	大 学 卒	203,478 円	187,500 円
	高 校 卒	171,140 円	158,100 円

(注) 上記の滋賀県の額は、独自の減額措置(給料の0.5%減額)後のものです。
 なお、平成24年4月1日からは、給料の1%について独自の減額を実施しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	267,092 円	313,201 円	361,945 円
	高 校 卒	210,841 円	260,371 円	301,546 円
高等学校教育職	大 学 卒	318,158 円	366,541 円	401,873 円
小・中学校教育職	大 学 卒	314,461 円	358,942 円	388,787 円
警 察 職	大 学 卒	278,803 円	339,264 円	374,796 円
	高 校 卒	249,274 円	289,016 円	338,664 円

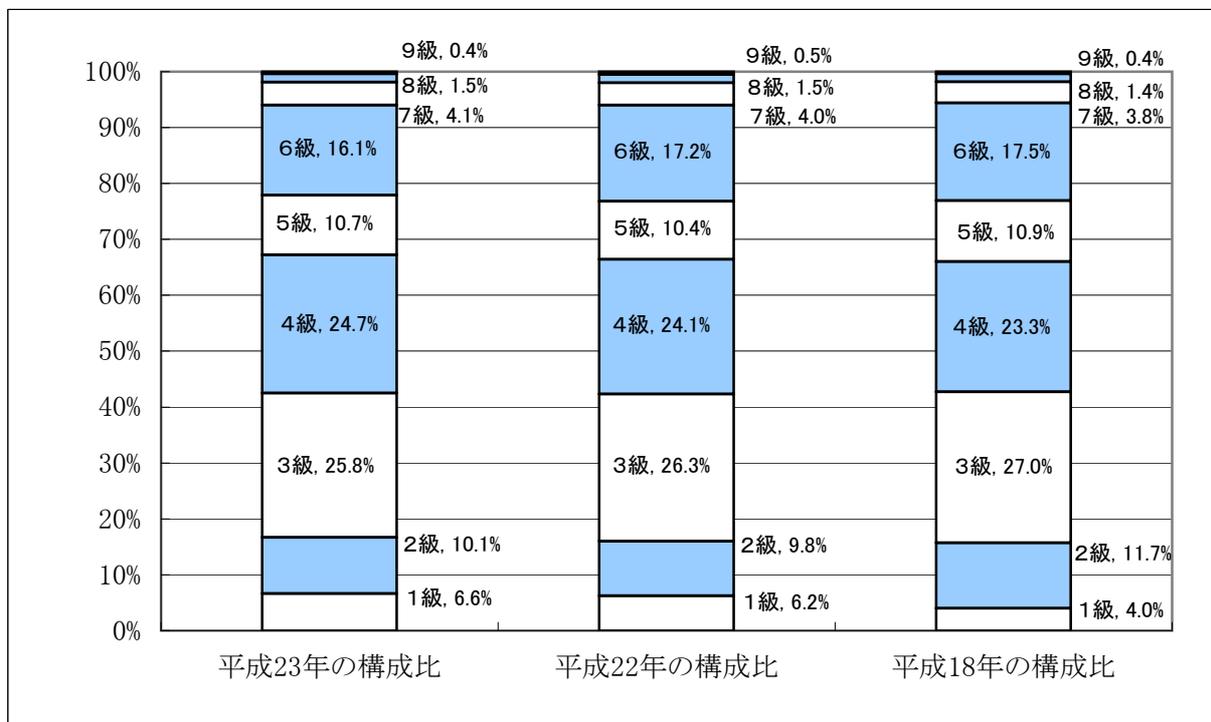
※技能労務職については、対象となる職員がいないまたは対象となる職員が少数であることから、記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	15 人	0.4 %
8 級	部次長	51 人	1.5 %
7 級	本庁の課長	139 人	4.1 %
6 級	参事 課長補佐(困難)	546 人	16.1 %
5 級	課長補佐 主幹(困難)	365 人	10.7 %
4 級	主幹 副主幹(困難)	839 人	24.7 %
3 級	副主幹・主査 主任主事・主任技師(困難)	877 人	25.8 %
2 級	主任主事・主任技師 主事・技師(高度)	344 人	10.1 %
1 級	主事 技師	224 人	6.6 %

- (注) 1 滋賀県職員等の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日に、その者の同日前1年間の勤務状況を考慮した上で次の区分により実施しています。

	勤務成績の区分		
	特に良好	良好	良好と認められない
一般職員	5号給以上	4号給	3号給以下
特定職員	4号給以上	3号給	2号給以下
55歳以上の職員	3号給以上	2号給	1号給以下

- (注) 1 特定職員とは、行政職給料表7級以上の職員およびこれに相当する職員をいいます。
 2 55歳以上の職員にあっては、一般職員、特定職員の別なく上記のとおりとなります。
 3 国家公務員におけるA～E評価に基づく昇給制度とは異なる基準により実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滋 賀 県			国		
1人当たり平均支給額(22年度)			—		
1,696 千円					
(23年度支給割合)			(23年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60月分	1.35月分	一般職員	2.60月分	1.35月分
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
再任用職員	1.45月分	0.65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	10%～25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤勉手当では、一定の事由により上の表の月数とは異なる月数が適用される場合があります。

[例：23年度知事部局]

		通常		停職処分	減給処分	戒告処分
一般職員	6月期	0.675	→	0.325	0.415	0.5
	12月期	0.675	→	0.325	0.415	0.5
特定幹部職員	6月期	0.875	→	0.285	0.465	0.65
	12月期	0.875	→	0.285	0.465	0.65

(注) 国家公務員とは異なる基準により実施しており、懲戒処分者以外の者に係る成績率の運用はありません。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

滋 賀 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
	勸奨・定年以外	勸奨・定年			
1人当たり平均支給額	7,549 千円	27,149 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		4,120,334 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		238,708 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(職員数)	国の制度(支給率)
大津市、草津市	7,720 人	5.70 %	7,706 人	10.0 %
守山市、栗東市	1,469 人	5.70 %	1,329 人	6.0 %
彦根市、長浜市	2,168 人	5.70 %	1,927 人	3.0 %
その他の県内地域	5,868 人	5.70 %	5,035 人	0.0 %
東京都特別区	14 人	17.0 %	14 人	18.0 %
医師および歯科医師	15 人	15.0 %	15 人	15.0 %
異動保障	— 人	— %	1,228 人	2.4~18.0 %
平均支給率		5.70 %	—	5.82 %

(注) 1 「異動保障」とは人事異動により地域手当の率が低い地域に勤務地が変更になった場合に、異動前に受けていた支給率を1年目は100%、2年目は80%の割合で保障するものです。

2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
大津市、草津市	7.0 %	10.0 %
守山市、栗東市	7.0 %	6.0 %
彦根市、長浜市	7.0 %	3.0 %
その他の県内地域	7.0 %	0.0 %
東京都特別区	18.0 %	18.0 %
医師および歯科医師	15.0 %	15.0 %
異動保障	— %	2.4~18.0 %

(注) 県の支給率については、当分の間、人事委員会規則で定めることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		853,520 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		136,432 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		36.2 %	
手当の種類(手当数 23年4月1日現在)		53 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	(1) 県税の賦課徴収を行う機関に勤務する職員 (2) 上記の職員および県税の賦課徴収を行う本庁の機関に勤務する職員	(1) 県税の賦課徴収業務 (2) 出張して行う県税もしくは県税外収入の滞納処分または犯則事件の取締りの業務	(1) 月額 12,200円～20,000円 (2) 日額 550円
消防訓練手当	消防学校に勤務する教育専任職員	実習を伴う消防に関する教育訓練	日額 720円
社会福祉業務手当	社会福祉法第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関に勤務する職員	(1) 生活保護法に関する訪問指導等の業務を行う所員 (2) 児童福祉司 (3) 判定員 (4) 児童相談所に勤務する相談員 (5) 訪問指導等の業務を行う相談員	(1)(5) 日額 610円 (2)(3) 月額 12,800円 (4) 月額 6,400円
教務手当	(1) 総合保健専門学校または看護専門学校に勤務する保健師、助産師、看護師または歯科衛生士である職員 (2) 教育の機関に勤務する職員	(1) 保健師等の養成に関する専門学科の授業または実習指導の業務 (2) 当該機関の計画に基づいて行う授業または実習指導の業務	(1) 月額 21,500円 (2) 1時間 340円 (1月当たり限度 10,200円)
職業訓練手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員、指導員	職業訓練の業務	月額 18,300円～30,600円
農業実習指導手当	農業に関する教育を行う機関に勤務する教育専任職員	農業の実習指導の業務	月額 16,400円～18,700円
家畜保健衛生等業務手当	(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員 (2) 畜産技術振興センターにおいて専ら技術指導業務を担当する職員	(1) 家畜の伝染病の予防、家畜の繁殖障害の除去および人工授精の実施等の事務 (2) 肉用牛および乳用牛の生産、繁殖等に関する技術指導等の業務	(1) 月額 17,800円 (2) 日額 840円
公営競技開催業務手当	本庁事業課に勤務する職員	モーターボート競走の開催業務	日額 710円
公害調査等業務手当	公害調査等を行う機関の職員	公害防止条例に規定する指定工場等の立入検査、船上において行う水深10メートル以上の汚泥採取作業、ごみ焼却施設の立入検査、粉じん発生施設の立入検査、し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務等	日額 230円～340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
火薬類等災害調査業務手当	火薬類および高圧ガスの取締りを行う機関の職員	火薬類、高圧ガスについての災害発生時の調査業務	日額 750円
高熱等処理手当	(1)工業に関する試験研究機関の職員 (2)畜産に関する試験研究および指導を行う機関の職員	(1)電気炉、重油窯またはガス窯を使用する焼成作業等 (2)液体窒素を使用する精液の凍結等の作業	(1)日額 280円 (2)日額 260円
精神保健等業務手当	保健所等に勤務する職員	(1)精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等 (2)結核患者の家庭訪問指導の業務	(1)日額 340円 (2)日額 230円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する診療放射線技師、工業技術センター等に勤務する職員	エックス線その他放射線を照射する作業	日額 300円
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業等	日額 340円
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	(1)災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務 (2)年末年始の日(12/31～1/3をいう。以下同じ。)において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 500円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
狂犬病予防等作業手当	保健所等に勤務する職員	狂犬病予防法に基づく予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業、犬またはねこの引取り作業、野犬等の収容に係る捕獲作業等	日額 300円
と畜検査手当	と畜検査員である職員	と畜場法に基づく検査の作業	日額 420円
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う試験研究機関等に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務等	日額 260円
麻薬取締等手当	(1)麻薬取締員 (2)漁業取締担当職員 (3)鳥獣保護・狩猟取締担当職員	(1)麻薬取締業務 (2)漁業取締業務 (3)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により行う取締業務	(1)日額 550円 (司法警察員として行う捜査の業務等 1,100円) (2)(3)日額 460円
潜水等作業手当	水産試験場等に勤務する職員	(1)潜水器具を着用して行う潜水作業 (2)水中での魚類の選別、取揚げ、採捕または放流の作業等	(1)日額 450円 (2)日額 250円
夜間船上作業手当	水産試験場に勤務する職員	魚類のせい息状況等調査のため夜間に船上作業に従事したとき	日額 340円
航空手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う非常災害活動等の業務	1時間 1,900円 (危険な業務に従事した場合は 2,470円) 降下作業 1日 870円加算

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	公共用地等に係る交渉を行う機関に勤務する職員	公共用地の取得等の交渉業務(開始後1箇月以上経過したものに限り)	日額 650円 (深夜において行われた場合は970円)
災害応急等作業手当	災害の防止のための応急作業等を行う機関に勤務する職員、ダム等を管理する機関の職員	豪雨等により重大な災害が発生し、または発生するおそれの著しい道路、河川の堤防等で行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業、ダム貯水の放流時における下流の流域周辺の異常増水に係る警戒等の作業等	日額 300円～820円 (夜間において行われた場合は450円～1,230円)
特殊現場作業手当	高所その他の特殊な現場において作業を行う機関に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業 (2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業 (3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業 (4)勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業 (5)ダム管理施設およびその周辺で行う管理作業	(1)日額 230円～430円 (2)日額 290円～480円 (3)1時間 250円 (4)専従職員 月額4,500円、その他 日額430円 (5)日額 260円
特殊自動車運転等作業手当	(1)自動車の運転作業に従事する職員 (2)除雪作業を行う機関の職員	(1)大型特殊自動車の運転作業 (2)除雪車の運転作業、夜間における薬剤の散布作業等	(1)日額 340円 (重機現場作業は450円) (2)日額 380円～710円
びわ湖フローティングスクール乗船指導手当	びわ湖フローティングスクールに勤務する職員	学校教育の一環として船舶を利用して行われる教育活動に関する指導および助言の業務	・泊を伴う業務 日額3,200円 ・上記以外で5時間以上の業務 日額1,300円
特別災害応急対策等手当	東北地方太平洋沖地震の被災地(岩手県、宮城県、福島県)における災害応急対策に従事する職員	東北地方太平洋沖地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市区町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア 被災した建築物の調査、検査等の業務 イ 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務 ウ 被災者の診療、看護、保健指導等の業務 エ 緊急援助物資の運搬、配給等の業務 なお、上記以外の業務で、これらの業務に準ずると認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第1項の規定に基づく避難の指示等がされた区域、同法第63条第1項の規定に基づき指定された警戒区域等で人事委員会が認めるもので行われた場合1,680円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に所属する教諭等	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 (2)修学旅行等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 (3)対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務等 (4)部活動における児童または生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	(1)日額 3,000円～6,400円 (特に甚大な非常災害 100/100加算) (2)日額 3,400円 (3)日額 3,400円 (4)日額 2,400円
教育業務連絡指導手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に所属する教諭のうち教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等	連絡調整および指導助言の業務	日額 200円
多級手当	小中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する教諭等	当該学級における授業または指導	月額 6,700円 (3以上の学年 8,100円)
兼務手当	(1)夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長 (2)昼間課程の授業またはその補助を本務とする職員で夜間課程の授業またはその補助を行うもの (3)夜間課程の授業またはその補助を本務とする職員で正規の勤務時間以外の時間に昼間課程の授業またはその補助を行うもの (4)本務として勤務する学校以外の高等学校、特別支援学校の授業を行う職員等	(1)夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長の業務 (2)夜間課程の授業またはその補助 (3)昼間課程の授業またはその補助 (4)本務として勤務する学校以外で行う授業	(1)月額 7,400円 (2)授業1時間 1,650円 (3)授業1時間 1,650円 (4)授業1時間 570円
産業教育等実習手当	(1)農業に関する課程を置く高等学校に勤務する実習助手および技術員 (2)農業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員 (3)信楽高等学校セラミックス科に勤務する職員	(1)毒物、劇物および特定毒物を取り扱う農作業 (2)正規の勤務時間以外の時間に行う農作物の肥培管理等の作業 (3)正規の勤務時間以外の時間に行う焼成作業	(1)日額 260円 (2)勤務1回 2,850円～5,700円(年末年始の日において行われた場合は4,350円～8,700円) (3)勤務1回 2,850円～5,700円
入学等考査手当	高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員	入学者の選抜または選考に係る検査問題の作成業務等	一の選抜につき 900円 (年間限度 1,800円～3,600円)
夜間定時制勤務手当	夜間定時制課程のみの高等学校に勤務する職員または夜間定時制課程を置く高等学校に勤務する職員で夜間勤務を本務とする者	本務として行う夜間勤務	月額 9,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業手当	生活安全、刑事、交通または警備事犯の捜査を担当する警察職員	主として私服で行う犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕の作業	日額 560円
交通取締等作業手当	警察職員	交通取締用自動車運転作業、交通整理等作業、交通捜査等作業	日額 310円～1,260円
舟艇運転作業手当	警察職員	警備艇または警察用務に供するため臨時に借り上げた動力船を運転する作業	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、筆跡、法医学または銃器弾薬類等に関する知識を利用して行う犯罪鑑識の作業	日額 280円～560円
航空機搭乗作業手当	警察職員	航空機に搭乗して捜索救難、犯罪の捜査または交通の取締りその他警察活動を行う作業	1時間 1,900円～5,100円 (危険作業 30/100加算) 降下作業 1日 870円加算
航空機整備作業手当	航空整備士の資格を有する警察職員	警察の管理する航空機、航空用装備品、付属品および航空機保守機材の整備をする作業	月額 21,500円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	日額 340円
被疑者留置作業手当	警察職員	直接被留置者に関する業務を行う作業	日額 290円
死体取扱作業手当	警察職員	死体に直接手を触れて行う検視、検証、実況見分、捜査または運搬等の作業、犯罪捜査の目的で行われる死体解剖において立会、記録または解剖後の死体の処置を行う作業	死体1体につき 1,600円～3,200円
災害応急等作業手当	警察職員	豪雨等異常な自然現象または大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所またはその周辺において災害警備、遭難救助等を行う作業	日額 840円～1,680円
潜水捜索作業手当	警察職員	水難者または水中の遺留品等を捜索するため、潜水具をつけ水中において行う作業	1時間 310円～1,500円
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物または爆発物容疑物件に接近して、当該物件の種類を識別、移動、解体または爆破等を行う作業	1件 5,200円
特殊危険物質等取扱作業手当	警察職員	特殊危険物質またはその疑いのある物質に接近して、これらの物質を処理する作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業等	日額 250円～5,200円
護衛等作業手当	警察官	天皇、皇族、内閣総理大臣、国賓等を身辺警護する作業、核原料物質等を輸送する車両を先導しまたは追従して、これらの物質の輸送警備を行う作業	日額 640円～1,150円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
夜間等特殊作業手当	警察職員	(1)正規の勤務時間による勤務の全部または一部を深夜において行う作業 (2)年末年始の日において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 410円～1,100円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
銃器犯罪捜査従事作業手当	警察官	銃器もしくは銃器と思料されるものが使用され、または銃器が使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業	日額 820円～1,640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	日本国外において犯罪に関する調査のために危険な地域において行う情報収集の作業	日額 1,100円
災害応急等作業手当 (東日本大震災に対処するための作業)	警察職員	東日本大震災に係る災害応急等作業を引き続き5日以上従事した場合	日額 840円
		福島第一原発敷地内、警戒区域、計画的避難区域等における作業	日額 1,000円～40,000円

(注)1 突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次の業務に従事する場合は、1回1,240円を加算して支給する。

主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業、交通取締等作業、舟艇運轉作業、犯罪鑑識作業、航空機搭乗作業、航空機整備作業、死体取扱作業、災害応急等作業、潜水捜索作業、爆発物処理作業、特殊危険物等取扱作業、護衛等作業、銃器犯罪捜査従事作業

2 平成24年度から、次のとおり見直しを行います。

- 日額化 県税事務手当、社会福祉業務手当、多級手当、夜間定時制勤務手当、兼務手当
- 廃止 と畜検査手当、年末年始の勤務にかかる手当(深夜緊急業務等手当、産業教育等実習手当、夜間特殊勤務手当)
- 額改正 潜水等作業手当
- 調整額化 航空機整備作業手当
- 適用範囲の拡大 銃器犯罪捜査従事作業手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22 年 度 決 算)	3,476,816 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	586 千円
支給実績 (21 年 度 決 算)	3,454,915 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	568 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(6)その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 〔支給額〕 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		2,093,761 千円	251,503 円
住居手当(※)	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 〔支給額〕 (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	異なる	月額12,000円を超える家賃額に応じて支給 月額100円～27,000円	886,196 千円	102,096 円
	(持家居住者) 月額 2,200円	異なる	支給なし		
	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 〔支給額〕 (1)医療職給料表(1)の適用を受ける医師、歯科医師 月額216,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給 (2)医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師、歯科医師 月額50,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給 (3)獣医師 月額30,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給	異なる	月額306,900円を上限に支給		
	同じ				
	異なる	支給なし			
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 〔支給額〕 (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし	異なる	(交通機関等利用者) 支給上限 55,000円	2,149,850 千円	139,149 円
	(交通用具利用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	異なる	(交通用具利用者) 2,000～24,500円 駐車場利用料金 支給なし		
		同じ			
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 〔支給額〕月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合6,000円～45,000円を加算	同じ		38,984 千円	299,877 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 〔支給額〕給料表、職階別の定額 39,300円～130,300円	同じ		881,455 千円	581,818 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額合計額に級地区分に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～16/100	同じ		2,817 千円	216,692 円
へき地手当	へき地学校およびこれに準ずる学校に勤務する職員に対して支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額合計額にへき地学校の級地区分等に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～16/100			18,400 千円	360,784 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校、または通信教育を行う高等学校の校長および教員に支給する。 [支給額]給料月額に5～7/100(管理職手当を受ける者は4/100)を乗じて得た額			36,604 千円	318,296 円
産業教育手当	高等学校の教員が農業または工業に関する課程において、実習を伴う農業または工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。 [支給額]給料月額に6/100(定時制通信教育手当を受ける者は3/100)を乗じて得た額			71,483 千円	299,092 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に勤務する教員に支給する。 [支給額]職務の級および号給に応じて 2,000円～8,000円			1,017,685 千円	99,861 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業および水産業の普及指導事業に従事する職員に支給する。 [支給額]給料月額に6/100を乗じて得た額			32,686 千円	265,740 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額] (1)本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受および庁内の監視等を目的とする宿日直 1回5,000円 (2)本庁における緊急事態の発生に備えた情報連絡のための宿日直勤務 1回6,000円 (3)身体障害者更生援護施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務 (4)警察本部における事件処理または警備もしくはは救難に関する情報連絡、照会処理等のための当直勤務 (5)荒神山少年自然の家における生徒等の生活指導等のための当直勤務 1回6,400円 (6)消防学校、盲学校等における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (7)警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 (8)警察署等における業務の管理または監督のための当直勤務 1回7,400円 (9)常直的な宿日直 月額21,000円	異なる 異なる 異なる 異なる 同じ	1回4,200円 1回5,100円 1回5,900円 1回5,900円	513,601 千円	286,288 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		17,214 千円	87,381 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	174,870 千円	129,246 円
寒冷地手当	寒冷地(余呉町および指定公署)に在勤する職員に支給する。 [支給額] (1)世帯主である職員であって、扶養親族のあるもの 月額17,800円 (2)世帯主である職員であって、扶養親族のないもの 月額10,200円 (3)上記以外の職員 月額7,360円 (支給期間は11月から翌年3月まで)	同じ		2,207 千円	71,194 円

※住居手当のうち自宅に係るものについては、平成23年12月から引き下げ改定を行っています。

(持ち家に係る手当 2,200円 → 2,000円)

5 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,056,000	円	(減額前 1,320,000)円
	副 知 事	936,000	円	(減額前 1,040,000)円
報 酬	議 長	H23.4 ~ 6	936,000	円 (減額前 1,040,000)円
		H23.7 ~	832,000	円
	副 議 長	H23.4 ~ 6	819,000	円 (減額前 900,000)円
		H23.7 ~	720,000	円
期 末 手 当	議 員	H23.4 ~ 6	781,200	円 (減額前 840,000)円
		H23.7 ~	672,000	円
	知 事	(23年度支給割合)		
	副 知 事	6月期	1.40	月分
	12月期	1.55	月分	
	合 計	2.95	月分	
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)		
	副 議 長	6月期	1.40	月分
		12月期	1.55	月分
	議 員	合 計	2.95	月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×70/100	44,352,000 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×50/100	24,960,000 円	任期ごと

(注) 1 給料および報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。

2 議長等の報酬については、平成23年7月1日からは全議員20%の削減をしています。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年)勤めて同日に退職したと仮定した場合における退職手当の額です。

6 職員数の状況

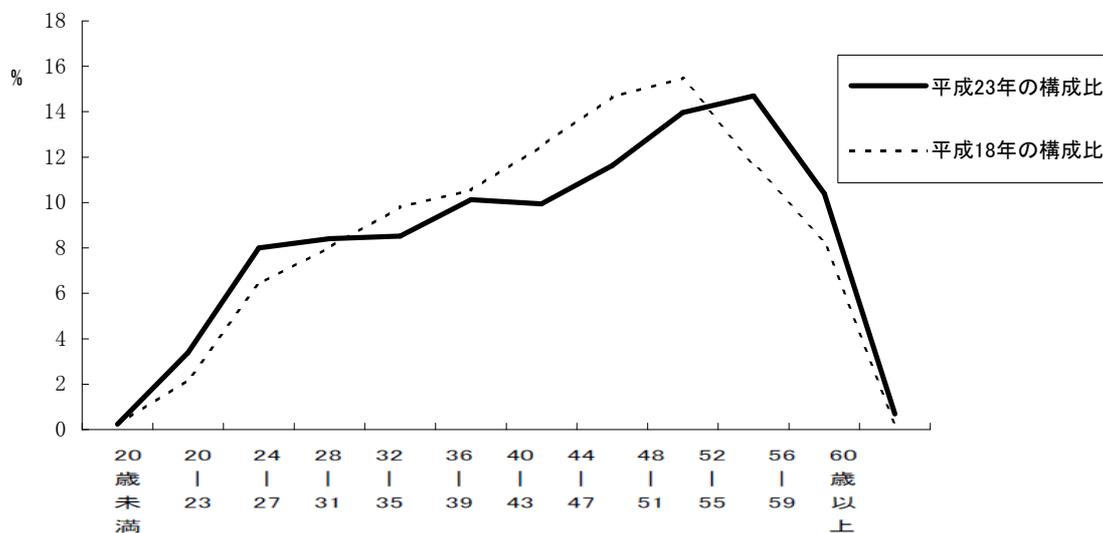
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
普通 会計 部門	一般行政部門	3,134	3,064	△ 70	事務事業の合理化、公共事業の減少に伴う減等
	教育部門	11,612	11,642	30	学級数の増加に伴う増等
	警察部門	2,516	2,523	7	警察官の法令定数の増等
	小 計	17,262	17,229	△ 33	
公営 企 業 部 等 門	病 院	928	956	28	新病棟開設準備室の設置に伴う増等
	水道その他	169	164	△ 5	水道事業の見直しに伴う減等
	小 計	1,097	1,120	23	
合 計		18,359 [19,070]	18,349 [19,184]	△ 10 [114]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。
 2 一般行政部門には、知事の事務部局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。
 3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 43	人 622	人 1,467	人 1,542	人 1,564	人 1,859	人 1,824	人 2,133	人 2,563	人 2,697	人 1,908	人 126	人 18,348

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門	13年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)	過去10年間の 増減数(率)
一般行政	3,736	3,529	3,453	3,333	3,219	3,134	3,064	▲ 465 (▲13.2%)	▲ 672 (▲18.0%)
教 育	12,127	11,738	11,651	11,698	11,664	11,612	11,642	▲ 96 (▲0.8%)	▲ 485 (▲4.0%)
警 察	2,265	2,500	2,534	2,528	2,514	2,516	2,523	23 (0.9%)	258 (11.4%)
普通会計計	18,128	17,767	17,638	17,559	17,397	17,262	17,229	▲ 538 (▲3.0%)	▲ 899 (▲5.0%)
公営企業等会計	962	995	1,007	1,050	1,074	1,097	1,120	125 (12.6%)	158 (16.4%)
総合計	19,090	18,762	18,645	18,609	18,471	18,359	18,349	▲ 413 (▲2.2%)	▲ 741 (▲3.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道供給事業・工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円	千円	千円	%	%
上水道供給事業	3,816,918	1,583,838	594,025	15.6	15.0
工業用水道事業	824,118	331,606	175,514	21.3	20.2

(注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当および子ども手当を含みません。

2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
上水道供給事業	57	249,419	71,762	96,950	418,131	7,336	7,251
工業用水道事業	17	72,579	21,972	28,416	122,967	7,233	6,668

(注) 1 職員手当には児童手当、子ども手当および退職給与金を含みません。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の区分	内 容
特 別 職	給料の10%減額 期末手当の15%減額
一 般 職	次長級 給料の6%減額 管理職手当の10%減額
	課長級 給料の4%減額 管理職手当の10%減額
	参事級 給料の2.5%減額 管理職手当の10%減額
	その他の職員 給料の0.8%減額 (滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第5項の規定の適用を受けない職員等にあつては、給料の0.5%減額)

(注) 平成24年度は、次の割合で給料の減額を行うとともに、管理職手当の20%減額を行っています。

次長級 7% 課長級 5% 参事級 3.5% その他 1.3% (若年層 1%)

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（23年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県		46.7 歳	398,981 円	632,983 円
団体 平均	水道事業	45.8 歳	387,790 円	603,860 円
	工業用水道事業	45.6 歳	364,247 円	554,946 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道供給事業・工業用水道事業			一般行政職の制度または団体平均		
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度 団体平均)		
1,713 千円			水道事業	1,603 千円	
			工業用水道事業	1,511 千円	
(23年度支給割合)			(23年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60月分	1.35月分	一般職員	2.60月分	1.35月分
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
再任用職員	1.45月分	0.65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	15%、25%	
職務段階別加算	5%~20%		職務段階別加算	5%~20%	

- (注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

上水道供給事業・工業用水道事業			一般行政職の制度または団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	28,926 千円		1人当たり平均支給額(団体平均)		
			水道事業	22,973 千円	
			工業用水道事業	12,738 千円	

- (注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			17,560 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			237,291 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
滋賀県	5.7 %	74 人	5.7 %

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
滋賀県	7.0 %	7.0 %

(注) 支給率については、当分の間、人事委員会規則で定めることとしています。

エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給総額(22年度決算)		487 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		11,872 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		54.7 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深夜交替制勤務手当	浄水課に勤務する職員のうち、運転監視を担当する職員	交替制勤務に従事するもの	勤務1回 600円～1,800円
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	(1)災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務 (2)年末年始の日において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 500円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う浄水課に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う検査の業務等	日額 260円
潜水等作業手当	施設整備課および浄水課に勤務する職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	日額 450円
用地交渉等手当	右記業務に従事した職員	公共用地の取得等の交渉業務(開始後1箇月以上経過したものに限り)	日額 650円 (深夜において行われた場合は970円)
特殊現場作業手当	施設整備課および浄水課に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業 (2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業 (3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業	(1)日額 230円～430円 (2)日額 290円～480円 (3)1時間 250円
	右記業務に従事した職員	(4)取水、浄水または送配水施設における各種設備の点検、修理または操作の作業 (5)取水口および各槽池等における除じん作業または排泥作業 (6)災害または事故に伴う復旧作業	日額 260円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別災害応急対策等手当	東北地方太平洋沖地震の被災地(岩手県、宮城県、福島県)における災害応急対策に従事する職員	東北地方太平洋沖地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市区町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア 被災した建築物の調査、検査等の業務 イ 災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務 ウ 被災者の診療、看護、保健指導等の業務 エ 緊急援助物資の運搬、配給等の業務 なお、上記以外の業務で、これらの業務に準ずると認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第1項の規定に基づく避難の指示等がされた区域、同法第63条第1項の規定に基づき指定された警戒区域等で人事委員会が認めるもので行われた場合1,680円)

※ 平成24年度から、次のとおり見直しを行います。
○廃止 年末年始の勤務にかかる手当(深夜緊急業務等手当)

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	37,326 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	566 千円
支給実績(21年度決算)	34,924 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	529 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		14,306 千円	264,917 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円 (持家居住者) 月額 2,200円	同じ		3,205 千円	66,763 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ		14,666 千円	195,547 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額] 給料表、職階別の定額 68,000円～94,000円	同じ		5,761 千円	720,186 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額] 勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		21 千円	10,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額] 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		587 千円	53,406 円

※住居手当のうち自宅に係るものについては、平成23年12月から引き下げ改定を行っています。

(持ち家に係る手当 2,200円 → 2,000円)

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	17,685,143	△ 290,186	7,946,016	44.9	44.0

- (注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 909	千円 3,278,561	千円 2,041,447	千円 1,227,843	千円 6,547,851	千円 7,203	千円 7,255

- (注) 1 職員手当には児童手当、子ども手当および退職給与金を含みません。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の区分		内 容	
特 別 職		給料の10%減額 期末手当の加算部分の15%減額	
一 般 職	部長級 次長級	医療職給料表適用者以外	給料の6%減額 管理職手当の10%減額
		医療職給料表適用者	給料の4%減額 管理職手当の10%減額
	課長級	医療職給料表適用者以外	給料の4%減額
		医療職給料表適用者	給料の2%減額
	参事級	医療職給料表適用者以外	給料の2.5%減額
		医療職給料表適用者	給料の0.5%減額
	その 他の 職員	医療職、福祉職給料表適 用者以外	給料の0.8%減額 (給与規程17条の規定によりその例とされる滋賀県職員等の給与 に関する条例第20条第5項の規定の適用を受けない職員等にあっては、給料の0.5%減額)
		医療職、福祉職給料表適 用者 ※	給料の減額なし

※行政職給料表の適用者のうち、病院事業庁長が別に定めるものを含みます。

- (注) 平成24年度は、次の割合で給料の減額を行うとともに、管理職手当の20%減額を行っています。
部次長級 4～7% 課長級 2～5% 参事級 1～3.5% その他 1～1.3% (若年層 1%)

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（23年4月1日現在）

①医師職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	45.4 歳	564,434 円	1,463,790 円
団体平均	43.6 歳	555,157 円	1,363,967 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 4 以下の職種についても同様です。

②看護師職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	34.7 歳	300,351 円	482,906 円
団体平均	37.7 歳	302,613 円	481,095 円

③事務職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	42.4 歳	369,734 円	624,649 円
団体平均	43.5 歳	357,232 円	564,170 円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
1人当たり平均支給額(22年度)			1人当たり平均支給額(22年度 団体平均)		
1,351 千円			病院事業 1,436 千円		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60月分	1.35月分	一般職員	2.60月分	1.35月分
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
再任用職員	1.45月分	0.65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	15%、25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

- (注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	3,246 千円		1人当たり平均支給額(団体平均)	病院事業 7,652 千円	

(注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			235,719 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			259,317 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般会計の制度(支給率)
滋賀県	5.7 %	801 人	5.7 %
医師および歯科医師	15 %	108 人	15 %

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般会計の制度(支給率)
滋賀県	7.0 %	7.0 %
医師および歯科医師	15 %	15 %

(注) 支給率については、当分の間、人事委員会規則で定めることとしています。

エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給総額(22年度決算)		171,385 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		255,799 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		73.7 %	
手当の種類(手当数)		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他放射線を照射する作業	日額 300円
	医師、診療放射線技師、衛生検査技術職員または看護師	放射線管理区域内で放射性物質を取り扱う作業または放射性物質による汚染物を処理する作業	
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、感染症の病原体に汚染されたものまたは汚染された疑いのあるものの処理作業等	日額 340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	成人病センターの副院長、精神医療センターの診療局長および小児保健医療センターの診療局長	職員の業務の統括、進行管理等	月額 69,600円
	成人病センターのリハビリテーションセンター医療部長、中央診療センター長、主任部長、研究所副所長および小児保健医療センターの主任部長		月額 49,600円
	成人病センターの部長(看護部長、リハビリテーションセンター医療部長および薬剤部長を除く。)、感染管理室長、医療情報室長、地域医療サービス室長、総括研究員、小児保健医療センターの部長(看護部長を除く。))および精神医療センターの部長(看護部長を除く。))		月額 44,100円(医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級である者 41,100円)
	本庁の課長、成人病センターの事務局次長、課長および経営企画室長		月額 39,900円
	成人病センターの薬剤部長		月額 39,400円(医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級である者 37,600円)
	本庁の参事、成人病センターの参事および小児保健医療センターの療育部の副部長、事務局次長ならびに精神医療センター参事		月額 34,000円
	成人病センターの看護部の副部長、小児保健医療センターの看護部の副部長および精神医療センターの看護部の副部長		月額 34,700円(医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、課長補佐級の職員であって、職務の級が6級である職員にあつては、21,700円、職務の級が5級である者にあつては、19,800円)
	成人病センターの総括技師長		月額 33,400円
死体処理手当	右記業務に従事した職員	死体の清拭その他死体処置の作業または死体の病理解剖に係る補助作業	1体 1,100円
		死体の病理解剖の介助の作業	1体 2,500円
毒物および劇物取扱手当	右記業務に従事した職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務または特定毒物を取り扱う作業であつて有害ガスの発生を伴うもの等	日額 260円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間診察・看護等手当	病棟に勤務する看護師または介護職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる看護等の業務	ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,700円(深夜における勤務時間が深夜の全時間である場合 7,200円) イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3300円 ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,400円
	医療職給料表の適用を受ける職員(管理職員に限る。)	夜間または休日等において行われる診療行為	ア 夜間に行う場合 1時間につき2,000円(医師または歯科医師以外の者 1時間につき1,600円) イ 休日に行う場合 1時間につき2,400円(医師または歯科医師以外の者 1時間につき1,900円)
	災害の防止のための応急作業等を行う職員	深夜の呼び出しにより、緊急に対処する必要がある作業に従事するための登院	勤務1回 500円
	右記業務に従事した職員	年末年始の日において行う公務の運営上の事情がある業務で夜間に行われるものならびに時間外手当勤務が支給されない時間におけるもの	勤務1回 3,000円(勤務時間が4時間に満たない場合 1,500円)
	管理職手当の支給を受ける職員	公務の運営上の事情がある業務で深夜において行われるもの	勤務1時間当たりの給与額の100分の25

※ 平成24年度から、次のとおり見直しを行います。
○廃止 年末年始の勤務にかかる手当(夜間看護等手当)

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	829,893 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	921 千円
支給実績(21年度決算)	755,817 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	816 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		64,708 千円	201,583 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円 (持家居住者) 月額 2,200円	同じ		58,929 千円	160,133 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける職員 月額288,500円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給 (2)研究職給料表の適用を受ける職員で、医学または歯学に関する専門的知識を必要として採用されたもの 月額50,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給 (3)医療職給料表(3)の適用を受ける職員 月額20,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給	異なる	一般行政職にはない手当である。	464,674 千円	1,399,620 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ		84,512 千円	130,824 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料表別、職階別の定額 39,300円～137,700円	同じ		8,985 千円	816,818 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1回につき、下記に掲げる額。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額。 下記の宿日直勤務以外の宿日直勤務 6,800円 救急の外来患者および入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の宿日直勤務 2,900円 入院患者の病状の急変等に対処するための医師または歯科医師の宿日直勤務 20,000円 入院患者の病状の急変等に対処するため登院が可能な態勢にある医師または歯科医師の宿日直勤務 5,350円	異なる 異なる 異なる 異なる	一般行政職にはない業務である 一般行政職にはない業務である 一般行政職にはない業務である 一般行政職にはない業務である	62,082 千円	297,043 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		206 千円	18,727 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		65,382 千円	110,071 円

(注) 住居手当のうち自宅に係るものについては、平成23年12月から引き下げ改定を行っています。

(持ち家に係る手当 2,200円 → 2,000円)